

意見書案第２号

高額療養費制度の自己負担限度額引き上げ撤回を求める意見書の提出について

地方自治法第９９条の規定により内閣総理大臣、厚生労働大臣、衆議院議長、参議院議長に対し別紙のとおり意見書を提出する。

令和７年２月２８日 提出

牛久市議会議長 諸 橋 太一郎 殿

提出者 大 森 和 夫

賛成者 遠 藤 憲 子

高額療養費制度の自己負担限度額引き上げ撤回を求める意見書（案）

厚生労働省は、高額療養費制度の自己負担限度額をすべての所得階層で引き上げようとしています。しかも、上限は３年にわたって段階的に引き上げる内容です。

高額療養費制度は、大きな手術などで高額な医療費がかかった場合、所得に応じて一定の上限を定めている制度です。世代を問わず、すべての国民に関わる公的医療保険制度のセーフティネットで、この自己負担上限額が引き上げれば高額な医療費によって治療を断念せざるを得ないなど、命と健康に直結するものとなります。

現在のがん治療においては、長期にわたって継続して治療を受けることを前提とした治療や治療薬が増えており、これらの治療を受けている或いは治療薬を投与されている患者は、毎月一定の治療費を払い続けています。７０歳未満の現役世代の中には、仕事や日常生活を続けながら、ぎりぎりの範囲で医療費を毎月支払い続けている患者もいます。特に「長期にわたって継続して治療を受けている患者とその家族」にとっては、生活が成り立たなくなることなどが危惧されます。がん患者団体からも自己負担限度額引き上げの撤回が求められています。

国は、高額療養費制度の自己負担上限額の引き上げを含め、「全世代型社会保障改革」を進めようとしています。この改革には、後期高齢者の保険料の引き上げや国民健康保険税の統一による国保税引き上げ、介護保険の利用者負担２割への拡大、生活保護費の医療扶助費削減など、高齢者だけでなく、全世代に関わる社会保障費の削減が盛り込まれています。「現役世代の負担軽減にはやむをえない」などといいますが、今回の自己負担限度額引き上げによって、国の財政負担は最終的に１，１００億円削減される見込みといわれています。

いずれは誰でもが高齢者となり、また世代を問わず高額な医療を受けなければならない可能性があります。必要なのは、国の責任において財源を確保して持続可能な社会保障制度を充実させることです。

よって、国におかれては、誰もが安心して医療にアクセスできる公的医療保険制度を保障するために、高額療養費制度の自己負担限度額の引き上げ撤回を求めるものです。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

牛久市議会